White House Task Force/ホワイトハウス・タスクフォース

ホワイトハウスは日々 最新情報を提供しております。中小企業に向けた情報につきましては support page. をご覧下さい。

Small Business Administration/中小企業庁(SBA)

中小企業庁(SBA)は、新型コロナ対応のため中小企業の皆様がご利用可能なリソースをresources available to businesses で提供しています。追加情報については SBA main page. でも入手可能です。

中小企業の皆様からのご相談は 1-800-659-2955 (TTY: 1-800-877-8339) にてお電話、または、**disastercustomerservice@sba.gov**にてメールで受け付けております。国際貿易に関するご相談は **international@sba.gov** または (855) 722-4877までお問い合わせください。

リソース概要

- 従業員500人未満の中小企業及び米国歳入法501(c)(3)条団体を含む一定の公益団体に向けた100%保証付きローンのための3,490億ドル。なお、このローンは必要経費に応じ部分的に返済が免除されます。
- 中小企業庁による中小企業(SBA)ローン支払い６ヶ月分にあたる170億ドル（債務救済）
- 中小企業庁の経済被害ローン（Economic Injury Disaster Loan Program）は予算に達した為、新たな申請を受けつていません。
- 新型コロナで影響を受けた中小企業による相談対応のため 中小企業成長センター(Small Business Development Centers)、女性ビジネスセンター のため中小企業庁(SBA)に配分された2億6,500万ドル
- マイノリティ・ビジネス・センター(MBC)の追加的技術支援のための1,000万ドル
- 7(a) loan programにある中小企業庁(SBA)による通常のローン・プログラムのための1,800万ドル

注：中小企業庁(SBA)による中小企業の定義とは、米国に拠点を有し、主に米国で活動し、または、税金の支払いや米国の製品、材料、労働力の使用を通じて米国経済に相当な貢献をしているものをいう。中小企業は、独立事業主、パートナーシップ、有限責任会社(LLC)、企業、ジョ

イント・ベンチャー、協会(association)、トラスト、共同組合(cooperative)の形を法的にとり得るが、ジョイント・ベンチャーの場合は外国のビジネスによる参加が49%を超えるものは除く。

Paycheck Protection Program 給与保護プログラム(PPP)

中小企業庁は4月27日よりPPPローンの受付を再開しました。

https://www.sba.gov/funding-programs/loans/coronavirus-relief-options/paycheck-protection-program

全従業員のペイロールを残しやすいよう意図して考えられたローン・プログラムで、中小企業の皆様が**全従業員のペイロールを８週間継続し、給与、モーゲージの利息、または光熱費の支払いにあてた場合、ローン返済を免除**するものです。

Eligibility:資格

> 従業員500人未満（独立事業主、独立請負業者、自営業者を含む）の公益団体、もしくは米国歳入法501条(c)(19)規定の退役軍人団体が新型コロナにより被害を受けた場合
>
> 従業員500人超でも特定の産業に属し中小企業庁(SBA)の規定する規模基準 SBA's size standardsを満たす場合
>
> 複数の拠点で活動している観光や食品産業に属する中小企業でも、各拠点における従業員500人未満であれば可能な場合あり

注：外国資本でも中小企業庁(SBA)により規定されたその他の全条件を満たせばPPPローン資格を有します。申請書のnon-US citizens欄にチェックを入れてください。なお、PPPローンにより補償されるペイロール費用は、主な住所を米国におく従業員の分に限ります。

中小企業庁(SBA) www.sba.govでは、その他のリソースもご案内していますが、給与保護プログラム(PPP)については以下のリンクでも情報入手が可能です。

1. For a top-line overview of the program CLICK HERE
2. If you're a borrower, more information can be found HERE
3. PPP Borrower Application Form (Updated 4/2/20)
4. Paycheck Protection Program - Interim Final Rule
5. Paycheck Protection Program - Interim Final Rule on Affiliation
6. Paycheck Protection Program - Applicable Affiliation Rules
7. Find an eligible lender

SBA Express Bridge Loan Pilot Program SBAエクスプレス・ブリッジ・ローン・パイロットプログラム

中小企業庁(SBA) エクスプレス・レンダー（Express Lender）と取引のある中小企業が最大25,000ドルの融資を簡単な書類手続で受けられるローンです。大統領による災害宣言後６ヶ月間のみ利用可能ですが、新型コロナについては、2021年3月13日まで承認可能です。

申請に必要な条件、与信基準、引受基準、書類フォーム、支払い等に関してはこちらSBA EBL Program Guide.をご覧ください。

中小企業庁(SBA)地元支援ディレクトリー

中小企業庁(SBA)は68の地区事務所(District Office)があり、SCOREオフィス(SCORE Office)、 女性ビジネスセンター(Women's Business Center)、中小企業ビジネス成長センター (Small Business Development Centers)、退役軍人ビジネス・アウトリーチ・センター(Veteran's Business Outreach Center)とも連携しています。お近くのリソースはこちらLocal Assistance Directory to findで検索していただけます。

輸出支援

Export Express Loan Financing輸出向けエクスプレスローン資金調達–

この国際貿易ローンは、中小企業による海外市場参入・拡大支援、及び輸入競争により悪影響を受けた中小企業の競争力強化のための投資を支援する目的で作られました。固定資産、運転資本への資金調達、債務額の最大９割まで中小企業庁（SBA）保証付きの借り換えなどが可能です。

- SBA 7(a) Loan Program requirements apply.

  SBA 7(a) 規定のローン・プログラムの要件が必要

- 海外の買い手側はその国に在し、米国輸出入銀行が金融支援を禁止していないこと

Export Working Capital Program Fact Sheet輸出運転資本プログラム・

中小企業庁(SBA)は中小企業への信用補完措置として輸出ローン額の最大９割の保証を行い、必要な輸出運転資本獲得を可能にします。輸出ローン・プログラムは米国全土にある米国輸出支援センターの中小企業庁(SBA)シニア国際信用オフィサーSenior International Credit Officersのネットワークを通じて行われています。

政府との随意契約

中小企業庁(SBA)は以下のとおり連邦政府との随意契約による支援プログラムprograms to help support small businesses that contract with the federal government, includingも用意しています。例えば：

- 8(a) ビジネス成長プログラム8(a) Business Development program
- ハブゾーンプログラムHUBZone program
- 女性経営者向けプログラムWomen-Owned Small Business Federal Contracting program

Department of Labor/労働省

2020/4/6 更新: 有給病欠及び家族/医療休暇拡張における労務省追加指針

U.S. Department of Labor Announces Additional Guidance Following Paid Sick Leave and Expanded Family and Medical Leave Implementation

- 以下の場合について、州政府の裁量を認め失業保険給付可能である旨を発表。

  「雇用者が新型コロナにより一時的に業務を中断したため従業員が職場へ通えなくなった場合

- 隔離期間終了後に仕事復帰が見込まれつつも個人が隔離されている場合
- 感染のリスクがあるため、もしくは家族を介護するため、個人が職を離れる場合。なお、連邦法は受給のために失職を要件とするものではありません。」

The Wage and Hour Division—賃金と労働時間について

新型コロナ対応に際し、雇用者・従業員に関わる共通事項及び公正労働基準法(FLSA)における賃金と労働時間への影響、家族・医療休暇法(FMLA)における雇用維持休暇、家族ファースト新型コロナ対応法(FFCRA)における有給病欠と拡張された家族/医療休暇に関しては以下のサイトで情報入手可能です。

Families First Coronavirus Response Act: Employee Paid Leave Rights Fact Sheet

Families First Coronavirus Response Act: Employer Paid Leave Requirements Fact Sheet

Employment and Training Administration

Unemployment Insurance Flexibilities:

労働省の方針によると、連邦法は州政府に新型コロナが関わる以下のような状況において州法を改正して失業保険手当を給付するための相当な裁量を認めています。例えば:

- 雇用者が新型コロナにより一時的に業務を中断したため従業員が職場へ通えなくなった場合
- 隔離期間終了後に仕事復帰が見込まれつつも個人が隔離されている場合
- 感染のリスクがあるため、もしくは家族を介護するため、個人が職を離れる場合

なお、連邦法は受給のために失職を要件とするものではありません。

職場からの離脱を余儀なくされた労働者及び州への支援–雇用訓練局から最大１億ドル を州、テリトリー、先住民族政府に向けた緊急給付金として準備。

Treasury Department/財務省

- 中小企業経営者に連邦税納付を金利やその他罰則なしに猶予するため、納付期限は7月15日に延期されました。
- 新型コロナにより影響を受けている従業員に中小企業が有給休暇を付与すれば税額控除を受けられます。

https://home.treasury.gov/policy-issues/cares

- 有給付与が中小企業の存続を著しく困難にする場合は納税免除が受けられる可能性があります。

FEMA

https://www.fema.gov/coronavirus/how-to-help